

監 査 報 告 書

令和2年5月20日

学校法人 華 陽 学 園

理 事 会 御 中

(評 議 員 会 御 中)

学校法人 華陽学園

監 事 篠 田 元 弘



監 事 後 藤 真 一



監 事 三 品 駿



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人華陽学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上